

## 地域生活支援拠点等の機能を担う事業所となる場合の運営規程の記載例

地域生活支援拠点等の機能を担う事業所として届出を行う場合は以下の内容を参考に運営規程への追加項目を作成してください。

追加項目の記載例	作成にあたっての留意事項
<p>(地域生活支援拠点等の機能を担う事業所)</p> <p>第〇〇条 事業所は「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成29年厚生労働省告示第百十六号）第二の三」に規定する地域生活支援拠点として次の機能を担う。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>(1) 相談</li><li>(2) 緊急時の受け入れ・対応</li><li>(3) 体験の機会・場</li><li>(4) 専門的人材の確保・養成</li><li>(5) 地域の体制づくり</li></ul>	<p>各事業所の実態に応じて、(1)から(5)のうち実際に担う機能を記載してください。</p>

注) 上記に示した運営規程は記載例であり、各事業の実態に応じた規程とし、地域生活支援拠点等についての内容をご理解いただいた上で作成をお願いいたします。